

第四次北本市障害者福祉計画並びに北本市第八期障害福祉計画及び北本市第四期障害児福祉計画策定業務委託

公募型プロポーザル実施要領

本業務は、障害者基本法第11条第3項に基づく障害者福祉計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条に基づく障害福祉計画及び児童福祉法第33条の20第1項に基づく障害児福祉計画について、一体的な策定及び計画策定のための支援業務を委託するものである。

業者選定にあたっては、関係法令、国等の通知・指針等の理解度、経験や実績により培われた企画・提案力があり、本市の実情等を的確に把握し、円滑に業務が進められる業務体制等を有しているか否かを総合的に判断するため、本業務に関し提案を求め、最も優れた者を選定するため公募型プロポーザルを実施する。本要領は、これに必要な事項を定める。

1 委託業務名

第四次北本市障害者福祉計画並びに北本市第八期障害福祉計画及び北本市第四期障害児福祉計画策定業務委託

2 業務内容

別添「第四次北本市障害者福祉計画並びに北本市第八期障害福祉計画及び北本市第四期障害児福祉計画策定業務委託仕様書」参照

3 提案上限額

総額 6,754,000 円（消費税等込）及び各年度の内訳額をそれぞれ上限とする。

（内訳） 令和7年度： 3,168,000 円

令和8年度： 3,586,000 円

4 業務期間

契約締結日から令和9年3月25日まで

5 参加資格要件

本実施要領の公表時点から契約の締結時点までにおいて、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手

続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

- (3) 令和７・８年度北本市物品納入等競争入札参加資格者名簿に登録のある者であること。
- (4) 北本市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成２０年告示第３９号）の規定に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- (5) 北本市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成３０年告示第２６９号）に基づく入札参加除外の措置を受けていない者であること。
- (6) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (7) 令和２年度以降において、障害者基本法第１１条第３項に基づく「障害者福祉計画」、または障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第８８条に基づく「障害福祉計画」及び児童福祉法第３３条の２第１項に基づく「障害児福祉計画」の策定支援に関する業務（ただし、単に市民意識調査のみを受託など策定過程の一部を受託し完了したものは該当しない。）を受託し、かつその業務を履行し、成果物を納品した実績を有していること。
- (8) 個人情報等の機密情報の取り扱いに係る社内規程を整備し、その実質的な運用が行われていること。

6 参加申込方法

本件プロポーザルへの参加を希望する者は、以下のとおり関係書類を期限内に提出すること。

(1) 提出書類

- ア 参加表明書（様式１） １部
- イ 誓約書（様式２） １部
- ウ 参加資格確認書（様式３） １部
- エ 会社概要書（様式４）及び会社概要パンフレット １部
- オ 業務実績書（様式５） 原本１部及び副本（提案者名なし）８部
- カ 企画提案書（任意様式） 原本１部及び副本（提案者名なし）８部
- キ 見積書（任意様式） 原本１部

(2) 提出方法及び提出期限

ア 提出方法

北本市役所への持参又は郵送により提出すること。

イ 提出期限

上記のアからオについては、令和７年６月１６日（月）まで

上記のカ及びキについては、令和７年６月３０日（月）まで

※ 持参の場合は、北本市役所開庁日の午前８時３０分から午後５時１５分までの間に提出すること。また、郵送の場合は、期間内必着とするため、到達の記録がわかる方法（簡易書留等）での郵送とすること。

(3) 企画提案書及び見積書について

ア 企画提案書

以下の点に留意の上作成すること。

(ア) 書式

- a 表紙をつけること。なお、原本の表紙にはタイトル及び提案者名を記載し、副本にはタイトルのみ記載すること。
- b A４縦サイズの両面印刷で 20 枚以内（表紙除く）に収めること。
- c モノクロ・カラーの別は問わない。
- d 仕上げは左辺綴じとし、レール式クリアフォルダに綴じること。
- e 文字の大きさは 11 ポイント以上で作成すること。図や表中の文字はこの限りではないが、見やすい大ききで作成すること。

(イ) 内容

以下の項目に沿って順に記載すること。

a 業務体制、業務責任者のプロフィール等

業務担当者として予定する者の氏名、担当分野、本業務における役割及び連絡体制等を必ず記載すること。なお、業務担当者のほか、業務責任者、業務補助者といった複数人での業務体制を構築することも差し支えない。

b 企画提案事項

別紙の仕様書をもとに下記について業務の進め方、手法等の技術的な提案について企画提案の趣旨やアピールポイントなどを簡潔にわかりやすく具体的に記載すること。

ただし、提案上限額の範囲内において、専門的見地から有益だと思われる事項については、仕様書に定めた業務以外であっても提案可能とする。

- ・計画策定に関する策定工程（スケジュール等）について
- ・人口、障害者人口等の現状分析及び推計について
- ・現状分析及び課題の抽出について
- ・障がい者福祉施策の動向の把握について
- ・計画の目的、基本理念、位置付け、基本目標等の設定について
- ・アンケート調査の作成・実施・集計・分析について
- ・障害福祉サービス事業所・団体等へのヒアリング調査について
- ・障害福祉サービスの利用実績と見込量の推計について

- ・計画骨子案、素案の作成について
- ・計画策定委員会、庁内会議の会議支援、打ち合わせ等への出席や国等の動向や先進事例に関する情報提供などの運営への支援について
- ・報告書等をわかりやすく、読みやすくするための工夫について

イ 見積書

人件費、間接経費等の積算根拠を明示した内訳明細を添付し、年度ごとに作成すること。

7 審査方法等

(1) 審査方法

本業務に関する業者選定委員会を設置し、提出された企画提案書及びプレゼンテーションの審査を実施する。ただし、応募が6者以上の場合については、審査基準に基づき事前審査を実施し、上位5者となった者についてプレゼンテーション審査を実施する。なお、参加事業者が1者の場合は、プレゼンテーション審査は実施せず、審査基準に基づき審査を実施し、審査基準点（価格項目を除く）の6割以上を得た場合に候補者とする。

(2) 審査基準

別表のとおり

(3) プレゼンテーション審査会について

ア 日 時 令和7年7月11日（金）

※ 参加表明書（添付書類を含む）を提出後、参加資格要件を満たすと判定した参加者には、メールによりプレゼンテーション審査会の詳細を通知する。

なお、参加資格要件を満たさないと判定した参加者には、その理由を記載の上通知する。

イ 会 場 北本市役所

ウ 出席者 1者3名以内

※ 本業務に係る業務責任者となる予定の者は、必ずプレゼンテーションに参加すること。

エ 発表時間 1者あたり30分

(ア) プレゼンテーション（20分）

(イ) 質疑応答（10分）

オ その他

(ア) 本市で準備したプロジェクター及びモニターを使用することができる。

(イ) プレゼンテーション時における追加資料の配布は不可とする。

(ウ) 指定された日時にプレゼンテーションを開始できない場合は、選定の対象から除外する。

(4) 受注者の決定

業者選定委員会において最も優秀とされた者を第一候補者とし、協議の上、契約を締結する。第一候補者と契約に至らなかった際は、次点の者と協議の上、契約を締結する。

(5) その他

ア 審査は非公開とする。

イ 参加事業者は、審査の結果について異議を申し立てることができない。

8 審査結果等

(1) 審査結果

参加事業者に個別に電子メール等により連絡する。最終審査結果は、結果通知書により参加事業者者全員に通知するとともに、市のホームページにより公表する。

(2) 失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

ア 本実施要領に定められた参加資格要件等を満たさないとき

イ 本実施要領に定められた提出方法によらず企画提案書が提出されたとき

ウ 本実施要領に定められた提出期限までに企画提案書が提出されなかったとき

エ 本実施要領により提出を求められた諸様式について、記載すべき事項が記載されていないとき

オ 本実施要領により提出を求められた諸様式について、虚偽の内容が記載されていることが判明したとき。

カ 企画提案手続きにおいて、不正行為が行われたことが判明したとき。

キ 本市の提案上限額を上回るとき。

ク その他本事業の実施にふさわしくない行為が行われたとき。

(3) その他

参加表明後に参加を辞退する場合は、令和7年6月23日（月）午後5時までに、辞退届（任意様式）を提出すること。なお、辞退した者については、以後の入札参加資格等に関し、これを理由とする不利益な取り扱いを受けるものではない。

9 スケジュール

本プロポーザルに係るスケジュールは以下のとおり予定する。なお、本市の都合により日程を変更する場合がある。

内 容	日 時
公募の開始	令和7年5月26日（月）
質問受付開始	令和7年5月26日（月）
質問提出期限	令和7年6月 5日（木）
参加表明書の提出期限	令和7年6月16日（月）
辞退届の提出期限	令和7年6月23日（月）
企画提案書等の提出期限	令和7年6月30日（月）
プレゼンテーション実施	令和7年7月11日（金）
結果通知	令和7年7月17日（木）
契約締結	令和7年7月下旬予定

10 質問・回答

(1) 質問書の提出

- ア 提出期限 令和7年6月5日（木）午後3時まで
- イ 提出場所 北本市本町1丁目111番地
北本市福祉部障がい福祉課相談支援担当
電話：048-594-5535
E-mail：a03370@city.kitamoto.lg.jp
- ウ 質問様式 質問書（様式6）
- エ 提出方法 上記ウを電子メールにて提出すること。また、電子メール送信後は、電話にて到着確認を必ず行うこと。なお、電子メールの件名は「北本市障害者福祉計画等策定業務委託に関する質問」とし、本文には提案事業者名・担当者・連絡先を必ず記載して送信すること。

(2) 質問に対する回答

- ア 回答期限 令和7年6月9日（月）
- イ 回答方法 質問に対する回答は、原則として本市ホームページに質問者匿名で掲載する方法とする。なお、質問に対する回答は、本実施要領及び仕様書の追加又は修正とみなす。

11 書類提出先及び問合せ先

(1) 担当

北本市福祉部障がい福祉課相談支援担当

(2) 所在地

〒364-8633

北本市本町1丁目111番地

(3) 連絡先

電話：048-594-5535

E-mail：a03370@city.kitamoto.lg.jp

1.2 その他

本件に係る書類の提出をもって、下記について承諾したものとみなす。

- (1) 提案事業者は、1者につき1つの提案しか行うことができない。
- (2) 提案の参加等に要する一切の経費は、提案事業者の負担とする。
- (3) 提出書類の著作権は提案事業者に帰属する。ただし、北本市が本件の報告、説明、公表等に必要な場合は、提出書類等の内容を無償で都度断ることなく使用できるものとする。
- (4) 本件に係る情報公開請求または議会・議員からの資料要求があった場合は、北本市情報公開条例（平成3年条例第42号）に基づき、原則として提出書類等を開示するものとする。
- (5) 提案書等の内容をそのまま採用して事業の実施を行うものではない。
- (6) 提出書類等は一切返却しない。なお、提出された書類は本プロポーザル選考以外の用途には使用しない。
- (7) 契約は提案内容に準拠して行う予定だが、業務委託候補者と協議の上、変更する場合もある。
- (8) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国内の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果、生じた事象に係る責任は、提案事業者が負うこととする。
- (9) 参加に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。
- (10) 提案に関する提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない。ただし、本市が認めた場合はこの限りではない。